様式第２号（第７条関係）

**分譲宅地の購入要件等にかかる確認書**

**以下に記載する宅地分譲の趣旨や資格等を理解のうえ、購入申込みをしてください。**

１ 趣旨

□　永平寺町東古市地区の宅地分譲は、定住を促進することを目的として町が造成した物件です。したがって、購入者は、永平寺町東古市地区宅地分譲取扱要領を順守して頂くことになります。

２ 譲受人の資格

　　　譲受人は以下の全てに該当する必要があります。

□　宅地の引渡し通知日より３年以内に居住のための住宅を建築すること。

□　暴力団員でないこと。

□　市区町村税の滞納がないこと。

□　地元自治会に加入し、地域との協調と連帯を図ることができること。

３ 分譲

□　分譲は１世帯につき１区画とします。

４ 譲受人の選定

□　公募期間中に分譲宅地購入申込をした者が同一区画に２人以上いる場合は、公開抽選により決定します。

５ 公開抽選について

□　公開抽選となった場合は、開催日時や場所等が決定次第、開催案内を郵送します。

□　申込者が抽選に参加できない場合は、代理人も可としますが、委任状（様式第２号の２）を提出して頂きます。

□　購入申込書を提出した後に、希望区画を変更することはできません。

６ 土地売買契約締結および解除等について

□　分譲要領第８条の通知を受けた譲受人は、決定した日から１４日以内に契約を締結して頂きます。

□　土地売買契約の締結後、３ケ月以内に分譲代金を納入して頂きます。

□　土地売買契約を解除した場合は、支払われた分譲代金を譲受人に返還しますが、その返還金には利息はつけません。また、返還にかかる所有権移転登記、その他諸費用等は譲受人が負担することとなります。

裏面に続く

□　土地売買契約の解除をしたときは、違約金として５０万円を永平寺町へ支払うものとします。また、その解除に要する費用は、譲受人の負担とします。

□　宅地分譲を受けた者は、土地の引渡し通知日から１０年間は分譲地の所有権を他人に譲渡し、または第三者に貸し付けてはいけません。

７ 分譲宅地購入申込書の提出について

□　永平寺町東古市地区宅地分譲取扱要領を熟読し、記載内容に同意の上で分譲宅地購入申込書を提出してください。

８ 電柱等の占用について

□　分譲団地の④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の区画に電柱（NTT柱）等や支線柱等を設置する予定です。また、その他の区画においても、今後、北陸電力様やNTT様の計画変更により、電柱（NTT柱）等が設置される場合がございます。予めご了承ください。

なお、電柱等の設置後は、北陸電力様又はNTT様と占用契約の締結を行ってください。

９ 住宅の建設などに伴う事項

□　土地売買契約締結時に示される住宅の建設などに伴う重要事項説明に従い、住宅を建築してください。

10 今後の永平寺町東古市地区にかかる分譲価格について

□　売れ残った分譲区画について、当初の分譲価格を変更して分譲販売する場合があります。予めご了承ください。

上記事項について、内容を理解したうえで、購入申込みいたします。

令和 　　　年 　　　月 　　　日

住 所

氏 名

連絡先